

# 理由がなく失効後6か月を超え1年を経過しない方

## 失効仮運転免許証の交付

対象者	<p>◎ 理由がなく更新できなかった方で、失効してから<b>6か月を超え1年を経過しない方</b></p> <p>※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</p>
試験内容	<p>◎ 仮免許の学科試験、技能試験ともに免除となります。</p> <p>※ 適性試験に合格すると、失効した運転免許の種類及び限定に応じて大型仮免許証、中型仮免許証、準中型仮免許証又は普通仮免許証が交付されます。</p>
受付時間	<p>月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始の休日を除く。）</p> <p>午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません。）</p>
場所	<p>秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター</p>
必要書類等	<p>○ 運転免許申請書（免許センターにあります。）</p> <p>○ 質問票（免許センターにあります。）</p> <p>※ 虚偽を記載した場合には、罰則規定があります。</p> <p>○ 受験票（免許センターにあります。）</p> <p>○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可）</p> <p>○ 本籍（国籍）の記載された住民票</p> <p>○ 失効した運転免許証</p>
注意事項	<p>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。</p> <p>○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 <b>（「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。）</b></p> <p>○ <b>失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。</b></p> <p>なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほかに本人確認のための書類（マイナンバーカード、健康保険証等）の提示が必要となります。</p> <p>○ 必要な書類の提出がない場合は、申請を受理することができませんので注意してください。</p>
参考事項	<p>◎ 仮免許取得後、普通免許等（本免許）を受験する場合は、3か月以内に5日間以上の路上練習が必要となります。</p> <p>（例）普通仮免許を申請した場合の流れ          仮免許証の適性試験合格→仮免許証交付→路上練習（5日間以上）          →学科試験→技能試験→取得時講習受講（指定自動車教習所）          →運転免許証交付の流れになります。</p>

受験手数料	1,550円
交付手数料	1,150円
計	2,700円

お問い合わせは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで